

令和8年度
町民税・道民税・森林環境税特別徴収の手引き



〒092-0292

網走郡津別町字幸町41番地

津別町役場

税務財政課税務収納係

TEL 0152-77-8376

目次

	ページ
第 1 住民税の特別徴収	
1. 特別徴収とは	1
2. 特別徴収義務者とは	1
3. 特別徴収される人	1
第 2 特別徴収の事務取扱	
1. 特別徴収の開始にあたって	2
2. 月割額の徴収	2
3. 納入について	2 ~ 3
4. 納入場所	3
5. 「特別徴収に係る給与所得者異動届」の提出について	3
6. 特別徴収税額の変更について	3
7. 事業所の解散、休業、社名又は所在地の変更について	4
8. 不服申し立てについて	4
第 3 異動届出書の書き方	
1. 主な留意点	4
2. 特別徴収継続の場合	5
3. 普通徴収に切り替える場合	5 ~ 6
4. 一括徴収の方法	6 ~ 7
一括徴収した場合の記載例	7
退職後の納税のしくみ（例）	8
第 4 納入書の書き方	9
第 5 退職所得に係る町民税・道民税の特別徴収（分離課税に係る所得割）	
1. 退職所得の課税対象	10
2. 納税義務者	10
3. 税額の算出方法	11
退職所得控除額表（参考）	12
4. 納入方法	12

第 1 住民税の特別徴収

1. 特別徴収とは

特別徴収とは、納税者が給与所得に係る住民税（町民税・道民税）、森林環境税を納めやすくするため、1年間に納めなければならない住民税を、6月から翌年5月までの12回に分けて、給与支払者が毎月の給与の支払をする際に納税者から徴収し、事業所ごとにまとめて納入していただく制度をいいます。

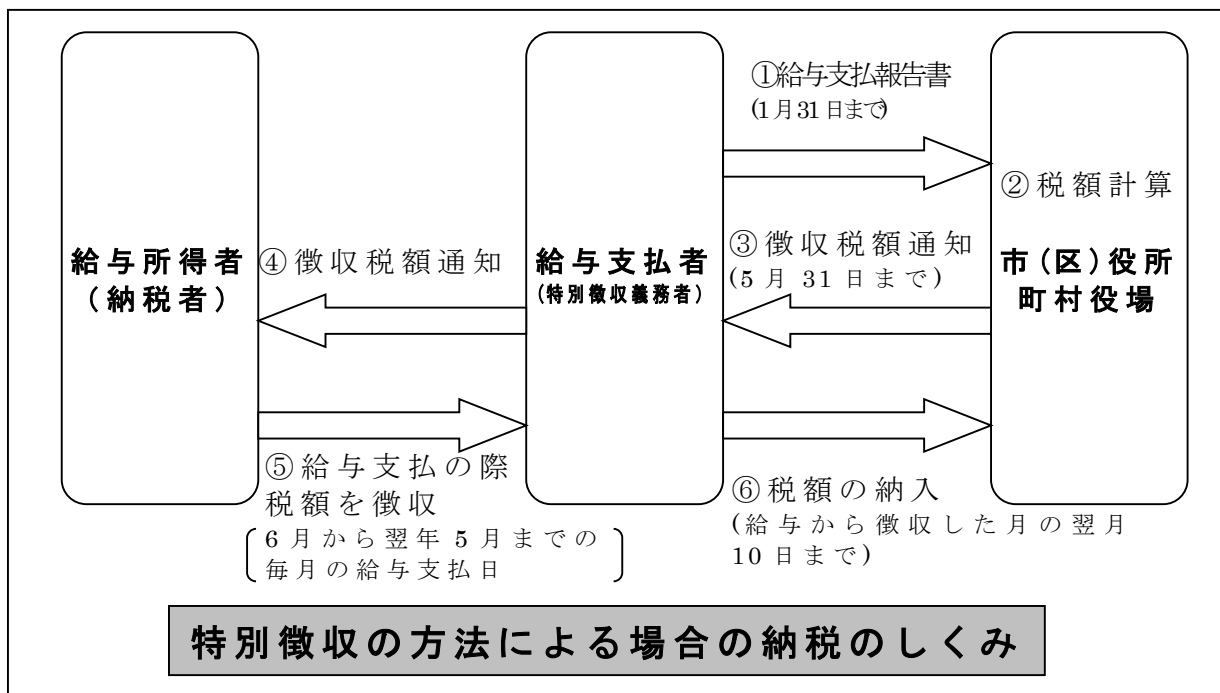
2. 特別徴収義務者とは

地方税法及び津別町税条例の規定により、特別徴収義務者の指定を受けている給与の支払者をいいます。

5月31日までに町から「特別徴収義務者指定通知書」と「町民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額通知書」が送達されますと、特別徴収の義務が発生し、各納税者から定められた税額（月割額）を給与から徴収し、納期限（徴収した月の翌月10日）までに同封の「納入書」等により納入していただくことになります。

3. 特別徴収される人

令和7年中に給与所得があり、令和8年4月1日現在において引き続き給与の支払いを受けている人です。また、65歳未満の方で、年金を受給している方に関しましては、年金の所得も含めた住民税が特別徴収されます。（本人の申し出により、年金所得に係る住民税を普通徴収にすることもできます。）



第2 特別徴収の事務取扱

1. 特別徴収の開始にあたって

5月31日までに町から「特別徴収義務者指定通知書」と「町民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額決定・変更通知書」が送達されますと、特別徴収の義務が生じます。

同封いたしました「町民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」は、各納税者にお渡しく下さい。

なお、各納税者にお渡しする前に、退職・転勤等により給与の支払いがなくなり交付できない方については、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出いただきます。その際に各納税者用の通知書をお返しく下さい。

2. 月割額の徴収

「町民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」に各納税者の月割額が算出してありますので、それにしたがって6月から翌年5月まで、毎月給与の支払いをする際に徴収してください。

なお、年税額5,000円以下の納税者については、最初の月で全額徴収することになっています。

また、6月（1回目）と7月（2回目）以降の月割額が異なる場合が多いので、徴収の際には十分ご注意願います。

3. 納入について

（1）納期限

「納入書」によって、徴収した月の翌月10日（土曜日にあたるときは、その翌々日、休日その他の公休日又は収納取扱金融機関が休業日にあたるときは、その翌日）までに納入してください。

（2）延滞金

納期限までに納入しない場合は、その税額（1,000円未満の端数は切り捨てます。税額が2,000円未満の場合、延滞金はかかりません。）に納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6%【当該納付期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%「延滞金特例基準割合[当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に、年1%の割合を加算した割合]に年1%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合」の割合、当該納付期限の翌日から1か月経過後については、延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合、延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合】の割合を乗じて計算した金額に

相当する延滞金額を加算して納めてください。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。延滞金の確定金額に100円未満の端数があるときはその端数は切り捨てます。その確定金額が1,000円未満の場合、延滞金はかかりません。

4. 納入方法

①同封の「納入書」の場合

次の収納取扱金融機関で納めてください。

(1) 指定金融機関

- ・北見信用金庫津別支店（役場派出所、本店および各支店）

(2) 収納代理金融機関

- ・網走信用金庫津別支店（本店および各支店）
- ・津別町農業協同組合本所
- ・北海道内すべての郵便局又はゆうちょ銀行

※上記収納機関以外の金融機関で納める場合、金融機関によっては手数料を徴収される場合があります。（納める税額から手数料を差し引かないで下さい。）

②共通納税の場合

eLTAX（地方税ポータルシステム）のサイトからお手続きください。

※詳細につきましては、地方税共同機構へお問合せください。

5. 「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出について

納税者が、退職、休職、死亡又は転勤などの理由により給与の支払いを受けなくなったときは、必ずその月の翌月10日までに、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

なお、同封した届出書用紙に不足があれば、税務財政課税務収納係（Tel 0152-77-8376）に請求してください。

6. 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後で、税額の変更があったときは、「特別徴収

税額の変更通知書（特別徴収義務者用）」と「特別徴収税額の変更通知書（納税義務者用）」をお送りしますので、それ以降は、その通知書に記載されている変更後の税額により徴収し、納入していただくことになります。

7. 事業所の解散、休業、社名または所在地の変更について

解散、休業などにより、特別徴収を継続できなくなった場合又は社名変更、所在地の変更があった場合は、直ちに津別町役場に届け出てください。

届出用紙は、税務財政課税務収納係（Tel 0152-77-8376）に請求してください。

8. 不服申し立てについて

特別徴収税額に不服がある場合は、納税者は「令和7年度町民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の通知書」を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。

第3 異動届出書の書き方

1. 主な留意点

- (1) 特別徴収されている納税者が、退職、転勤などの理由により給与支払を受けなくなった場合、また、特別徴収していない方でも異動した年の1月1日現在、津別町に住所があり、かつ1月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要な事項を記入して、異動理由の発生した月の翌月10日までに提出してくださるようお願いいたします。
- (2) 異動届出書は同じものを2枚作成し、1枚を貴事業所の控え、1枚を町へ提出してください。
- (3) 用紙右上の特別徴収義務者番号の欄には、**指定番号**をご記入下さい。
- (4) 納税者が、転勤、退職等によって住所を変更した場合は、必ず変更（異動）後の住所（方書）をご記入下さい。
また、結婚により退職した場合など、氏名に変更があったときは変

更後の氏名及び住所を詳しくご記入下さい。

死亡の場合は、「相続人代表者届出書」を合わせて提出してください。用紙は、税務財政課税務収納係へ請求してください。

(5) 住民税が非課税の人、あるいは年税額 5,000 円以下で既に 1 回で納付済みの人についても、その後異動があった場合には、異動届出を提出してください。

2. 特別徴収継続の場合

納税者が、転勤または退職後の新しい勤務地において、引き続き特別徴収の継続を希望する場合、経理担当者は必ず事前に転勤先の経理担当者と連絡をとり、前記「異動届出書」に新しい給与の支払者の名称・所在地・連絡先を記入して、異動理由の発生した月の翌月 10 日までに提出してください。

転勤（特別徴収継続）した場合の記載例				※市町村処理欄	
給与支払報告 特別徴収			に係る給与所得者異動届出書		
(あて先)津別町長 令和X年10月1日提出		給与支払者 (特別徴収義務者)	氏名または名称 津別産業(株) ㊤	特別徴収義務者指定番号 9999999	
		所在地	津別町字幸町 4 1 番地		
給与	所得者	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日
受給者番号 (整理番号)	氏名	山田 太郎	6 月から 9 月まで 円	80,000 円	RX. 9. 30
給与の支払を受けなくなった後の住所	網走市南〇条東〇丁目〇番地	円	円	円	1. 退職 ② 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他
新しい勤務先の名称および所在地	網走市南〇条西〇丁目〇番地 津別商事(株)網走支店	120,000 円	40,000 円		① 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (理由)
退職時までの給与支払額 控除社会保険料額 円					
※給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載して下さい。					
一括徴収の理由		徴収予定		※市町村記入欄	
1. 異動が令和 年12月31日までで、申出があったため (月 日申出)		徴収予定月 日	徴収予定額 円	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額) 円	納入予定日 月 日
2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため		円	円	円	
異動者印		円	円	円	

記載心得

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
- 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 「受給者番号(整理番号)」の欄には、これらの届出書に記載した給与所得者についてその特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号(整理番号)を記載してください。
- 「給与の支払を受けなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載して下さい。
(1)給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を〇で囲んでください。
(2)退職後令和 年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を〇で囲んでください。
(3)①又は②に該当しない場合には、「普通徴収」を〇で囲むとともに、その理由を次の中から選んでその番号を「(理由)」欄に記載して下さい。(注 次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。)
①異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の希望がないため。
②令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。
③死亡による退職であるため。
- 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。
- 「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- 「徴収予定額」欄には、徴収予定月日ごとの徴収予定額(退職者の申出額又は一括徴収予定額を給与若しくは退職手当等のそれぞれの額によってあん分した額)を記載してください。
- ※印の欄には、記載しないでください。

3. 普通徴収に切り替える場合

納税者が、退職、休職、長期欠勤、死亡、会社解散などにより特別徴収を継続できなくなった場合、未徴収税額は個人で納めていただく普通徴収になります。（8ページを参照）

ただし、1月1日から4月30日の間に退職・休職した者は、一括徴収の方法によります。

退職した場合の記載例				※市町村処理欄				
給与支払報告 特別徴収				に係る給与所得者異動届出書				
(あて先)津別町長 令和X年11月5日提出		給与支払者 特別徴収義務者	氏名または名称 津別林運(株) ㊤	特別徴収義務者指定番号 9777777				
		所在地	津別町字幸町41番地					
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職時までの給与支払額
受給者番号 (整理番号)	氏名	山田 二郎	円	円		①退職 ②転勤 ③休職 ④長期欠勤 ⑤死亡 ⑥その他	1.特別徴収継続 2.一括徴収 ③普通徴収 (理由②)	円
給与の支払を受けなくなった後の住所	津別町字豊永〇番地		180,000	6月から 10月まで 円	円	RX.10.31		円
新しい勤務先 の名称および所在地			75,000					円

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載して下さい。

一括徴収の理由	徴収予定		※市町村記入欄	
1.異動が令和 年12月31日までで、申出があったため (月 日申出)	徴収予定月 日	徴収予定額 円	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額) 円	納入予定日 月 日
2.異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円	円	
異動者印	・	円		
	・	円		

記載心得

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町村民長に提出した給与支払報告書に記載された者うち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村民長に提出してください。
- 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村民長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村民長に対する届出書は、その市町村民長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 「受給者番号(整理番号)」の欄には、これらの届出書に記載した給与所得者についてその特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号(整理番号)を記載してください。
- 「給与の支払を受けなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載して下さい。
(1)給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を○で囲んでください。
- 退職後令和 年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んでください。
- (1)又は(2)に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲むとともに、その理由を次の中から選んでその番号を「理由」欄に記載して下さい。(注 次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。)
①異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の希望がないため。
②令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。
③死亡による退職であるため。
- 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。
- 「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- 「徴収予定額」欄には、徴収予定月日ごとの徴収予定額(退職者の申出額又は一括徴収予定額を給与若しくは退職手当等のそれぞれの額によってあん分した額)を記載してください。
- ※印の欄には、記載しないでください。

4. 一括徴収の方法

(1) 一括徴収とは

納税者が退職等の異動により特別徴収されなくなった場合、残りの税額を個人で納める普通徴収ではなく、事業所が退職日の月末までに全額徴収し、翌日10日までに納入する方法をいいます。

なお、この一括徴収の取り扱いは、月割額（年12回徴収分）の未徴収分についての取り扱い方法であり、退職手当そのものに課税される特別徴収とは関係ありません。

(2) 一括徴収該当者

1月1日から4月30日までの間に退職又は休職する納税者については、本人の申し出に基づくことなく一括徴収しなければなりません。

また6月1日から12月30日までの間に退職又は休職する納税者については、退職日の月末までに一括徴収することの了解を得て徴収してください。

(3) 一括徴収した場合の届出

一括徴収した場合は、異動届出書の一括徴収の理由、一括徴収予定月日、徴収予定額を必ず記入し、異動届出者印欄には納税者印を押印のうえ、退職などをした月の翌月10日までに提出してください。

ただし、1月1日以降の退職者については、納税者の押印の必要はありません。

一括徴収した場合の記載例

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書			※ 市町村 処理欄			
(あて先)津別町長		氏名または 名称	(有)津別ビジネス ㊦		特別徴収義務 者指定番号	9666666		
令和X年12月3日提出		所在地	津別町字幸町41番地					
給与所得者		(ア)	(イ)	(ウ)	異動 年月日	異動の事 由	異動後の 未徴収税 額の徴収	退職時までの 給与支払額
受給者番号 (整理番号)	氏名	特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア)-(イ)				
給与の支払を受けなくなった後の住所	山田 花子	円	6月から 11月まで 円	円	RX.11.30	①退職 2.転勤 3.休職 4.長期欠勤 5.死亡 6.その他	1.特別徴収継続 ②一括徴収 3.普通徴収 (理由)	円 控除社会 保険料額 円
新しい勤務先 の名称および所在地	津別町字共和〇番地	30,000	15,000					

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載して下さい。

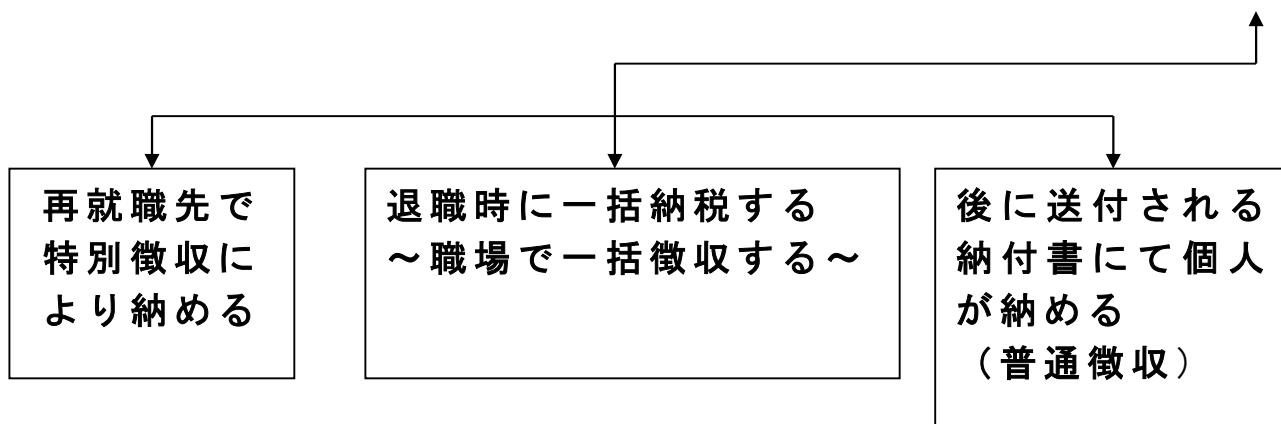
一括徴収の理由	徴収予定			※ 市町村 記入欄	※1月1日から4月30日までの間に退職する納税者については、本人の申し出に基づくことなく一括徴収しなければなりません。
1.異動が令和 年12月31日までで、申出があったため (月 日申出)	徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額 合計(上記(ウ) と同額)	納入予定日	
2.異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため	11 . 30	15,000 円	円	12月 11日	
異動者印	山田	円	15,000		

記載心得

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
- 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 「受給者番号(整理番号)」の欄には、これらの届出書に記載した給与所得者についてその特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号(整理番号)を記載してください。
- 「給与の支払を受けなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載して下さい。
(1)給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を〇で囲んでください。
(2)退職後令和 年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を〇で囲んでください。
(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、「普通徴収」を〇で囲むとともに、その理由を次の中から選んでその番号を「理由」欄に記載して下さい。(注 次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。)
①異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の希望がないため。
②令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。
③死亡による退職であるため。
- 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職までに給与から控除した社会保険料の額を記載して下さい。
- 「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載して下さい。
- 「徴収予定額」欄には、徴収予定月日ごとの徴収予定額(退職者の申出額又は一括徴収予定額を給与若しくは退職手当等のそれぞれの額によってあん分した額)を記載して下さい。
- ※印の欄には、記載しないでください。

退職後の納税のしくみ (例)

徴収する回数	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期	計
徴収する月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
町・道民税 の月割額	円 7,300	円 7,200	円 7,200	円 7,200	円 7,200	円 7,200	円 7,200	円 7,200	円 7,200	円 7,200	円 7,200	円 7,200	円 86,500
在職中 (特別徴収 税額)	円 7,300	円 7,200	円 7,200	円 7,200	円 7,200	退職 個人で納めていただく税額							円 36,100
退職後 (普通徴 収税額)	職場を通して納めた税額					円 7,200	円 7,200	円 7,200	円 7,200	円 7,200	円 7,200	円 7,200	円 50,400



第 4 納入書の書き方

- 税額に変更がない場合(納入すべき金額が納入金額(1)と同額の場合)
納入書には何も記入せず納入してください。

(おもて面)

北海道津別町 領収証書	北海道津別町 納入書	北海道津別町 納入済通知書
個人町民税 個人道民税	個人町民税 個人道民税	個人町民税 個人道民税
市町村コード 015440	市町村コード 015440	市町村コード 015440
口座番号 02740-3-960142	口座番号 02740-3-960142	口座番号 02740-3-960142
加入者名 津別町	加入者名 津別町	加入者名 津別町
指定番号 9555555	指定番号 9555555	指定番号 9555555
納入金額(1) 35,000	納入金額(1) 35,000	納入金額(1) 35,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。
納付場所 指定金融機関等 北海道内の郵便局又はゆうちょ銀行	納付場所 指定金融機関等 北海道内の郵便局又はゆうちょ銀行	納付場所 指定金融機関等 北海道内の郵便局又はゆうちょ銀行
納期 令和X年9月10日	納期 令和X年9月10日	納期 令和X年9月10日
特別徴収義務者 住所 〒092-0292 所在地 北海道網走郡津別町字幸町41 氏名 (株)津別物産	特別徴収義務者 住所 〒092-0292 所在地 北海道網走郡津別町字幸町41 氏名 (株)津別物産	特別徴収義務者 住所 〒092-0292 所在地 北海道網走郡津別町字幸町41 氏名 (株)津別物産
上記のとおり領収しました。	上記のとおり納入します。	上記のとおり通知します。

- 税額に変更がある場合(納入すべき金額が納入金額(1)と異なる場合)
納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に納入すべき金額を記入してください。
一括徴収があるときは、その金額を給与分の欄に含めて記入してください。
※特別徴収税額の変更は、後日税額変更通知書で通知します。
- 納入書を間違えたり、汚した場合
納入書の予備分を使ってください。
(年、月及び指定番号(特別徴収義務者番号)を記入してください)。
- 給与所得と退職所得にかかると異なる場合
退職所得にかかると異なる場合は、うら面の「町民税
道民税 納入申告書」に記入してください。
退職所得にかかると異なる場合は、忘れずに記入してください。

第 5 退職所得に係る町民税・道民税の特別徴収 (分離課税に係る所得割)

1. 退職所得の課税対象

分離課税の対象となるものは、退職によって雇主から支給される退職金、一時金等で名称のいかんを問いません。

ただし、次にあたるものは分離課税の対象となりません。

- (1) 常時 2 人以下の家事使用人に支払われる場合（翌年に他の所得と統合して所得割が課税されます。）
- (2) 死亡により退職した人に支給されるもので、その相続人に支給されるもの。（相続税の対象となります。）
- (3) 退職に伴う転居のために、必要とされる範囲内で支払われる旅費等

2. 納税義務者

納税義務者は、退職手当等の支払いを受ける人ですが、退職者の退職手当に対する町民税・道民税は、退職手当の支払者がその税額を計算して特別徴収を行い、退職手当等の支払を受けるべき日（通常は退職した日。以下同じ。）の属する年の 1 月 1 日現在の住所地の市町村に納めていただくこととなります。

ただし、次にあげる人には課税されません。

- (1) 退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在において、生活保護法による生活扶助を受けている人
- (2) 退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在において、国内に住所を有していない人
- (3) 退職手当等の収入金額が、退職所得控除額より少ない人

3. 税額の算出方法

退職所得に対する税額の求め方は次のとおりです。

(1) 「退職所得控除額」の求め方

イ) 勤続年数が20年以下の場合

40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円)

ロ) 勤続年数が20年を超える場合

800万円+70万円×(勤続年数-20年)

(2) 「退職所得」の求め方

退職所得の金額 = (収入 - 退職所得控除額) × 1/2

(1,000円未満切捨て)

※平成25年1月1日以降、勤続年数が5年以内の法人役員等については、上記の2分の1を乗ずる措置を廃止した上で計算します。

(3) 町民税・道民税額の求め方

※平成25年1月1日から計算方法が変更になっています。

町民税) 退職所得 × 税率6% = 町民税額①

① = 特別徴収する町民税額(100円未満切捨)

道民税) 退職所得 × 税率4% = 道民税額②

② = 特別徴収する道民税額(100円未満切捨)

なお、「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」がありますので、必要な場合は税務財政課税務収納係にご請求ください。

退職所得控除額表（参考）

勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額
2年以下	800,000円	16年	6,400,000円	30年	15,000,000円
3年	1,200,000円	17年	6,800,000円	31年	15,700,000円
4年	1,600,000円	18年	7,200,000円	32年	16,400,000円
5年	2,000,000円	19年	7,600,000円	33年	17,100,000円
6年	2,400,000円	20年	8,000,000円	34年	17,800,000円
7年	2,800,000円	21年	8,700,000円	35年	18,500,000円
8年	3,200,000円	22年	9,400,000円	36年	19,200,000円
9年	3,600,000円	23年	10,100,000円	37年	19,900,000円
10年	4,000,000円	24年	10,800,000円	38年	20,600,000円
11年	4,400,000円	25年	11,500,000円	39年	21,300,000円
12年	4,800,000円	26年	12,200,000円	40年	22,000,000円
13年	5,200,000円	27年	12,900,000円	41年以上	2,200万円に40年を超え る1年ごとに70万円を 加算した額
14年	5,600,000円	28年	13,600,000円		
15年	6,000,000円	29年	14,300,000円		

【注】勤続年数の端数は切り上げます。（例えば19年2ヶ月は、20年とします）

4. 納入方法

退職所得に係る町民税・道民税は、特別徴収した翌月10日までに、給与所得に係る特別徴収税額と合わせて、「納入書」（9ページの記載例を参照）により所定の金融機関に納入してください。

その際、納付書の裏面にある「納入申告書」に該当事項を必ず記入してください。